

## 開 会

事務局 大変長らくお待たせをいたしました。時間もまいりましたので、ただいまから社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会の第6回歴史的風土部会を開催させていただきます。

先生方には、本日は大変お忙しいところをお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

本日、御出席いただきました委員及び臨時委員の先生方は、18名中、ちょっとおくれる先生がいらっしゃいますが、11名ということでございまして、社会資本整備会令に定めます定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

## 新 委 員 紹 介

事務局 初めに、今回の部会より新たに委員に御就任されました方々を御紹介申し上げたいと存じます。

マリ・クリスティーヌ委員でございます。

マリ委員 よろしくお願いいいたします。

事務局 また、本日はあいにく御欠席ということでございますけれども、櫻井敬子委員も新たに御就任されましたことを御報告申し上げます。

なお、オブザーバーといたしまして、大津市から外崎助役にも御出席をいただいておりますことを御報告申し上げます。

## 配 付 資 料 の 確 認

事務局 次に、お手元の資料でございます。資料の確認をさせていただきたいと存じます。かなり大部のものになってございます。資料の一覧がございますけれども、これによりまして御確認をさせていただきたいと存じます。

資料1が歴史的風土部会の委員の名簿。資料2「諮問事項・諮問趣旨」。資料3、社会資本整備審議会の関係法令の抄録。資料4「歴史的風土保存区域の素案に係る意見募集の結果」。資料5が保存区域の指定の案について。資料6が指定の総括図及び地区別図。資料7が「指定区域の指定状況に関する図面」。資料8が「大津市の歴史的風土保存計画(案)」。資料9が報告事項。資料10が冊子になってございます古都保存法明日香法及び関連法令等。資料11が前回の議事録ということでございます。

資料の御確認で、もし過不足等ございましたらお申し出をいただきたいと思います。

それから、これらの資料と別に、封筒に「歴史的風土保存区域の区域図」をお配りしてございます。表のところに赤線で注意を入れてございますごとく、紙が大変に硬うございまして、また薄くなっておりますため、お手などけがなされないように、お取り扱いの際はお手元に十分御注意いただきたいと思いますというふうに思います。

それから、今後の審議を進めてまいりますに当たりまして、御発言の際には、まことに恐縮でございますが、目の前にございますマイク、このスイッチをオンしていただきまし

て、御発言終了後には必ずスイッチをオフにさせていただきますように、大変恐縮でございますが、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、部会長、このあとよろしくお願ひ申し上げます。

## 2 . 議 事

### ( 1 ) 大津市における歴史的風土保存区域の指定 ( 案 ) について

部会長 本日は皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。早速議事に入りたいと思います。

今回は、昨年 11 月に、大津市におきまして現地視察を行った後で、「大津市における歴史的風土保存区域の指定 ( 案 ) 」について審議を行ったところですが、本日も引き続きまして、関係資料を中心に審議していただきたいと存じます。

議事の最初につきまして、事務局から資料の御説明をお願いします。

事務局 それでは、歴史的風土保存区域の案に関します資料の御説明をさせていただきます。関連いたします資料は、資料の 4、5、6、7 の 4 点になります。

まず資料 5 の 1 枚目をごらんいただきたいと思います。こちらの方で、これまでの経緯につきまして簡単におさらいをさせていただきます。

前回、昨年の 11 月 13 日に大津市、現地の方で、現地視察とあわせまして開催されました第 5 回の歴史的風土部会におきまして、事務局から歴史的風土保存区域の素案を御紹介させていただきました。皆様から御意見をいただいたところでございます。

この審議の中では、大きく 3 点の御指摘をいただいております。1 点が、琵琶湖を保存区域に入れてなかったわけですけれども、この保存区域の指定の考え方をどうするか。2 点目といたしまして、保存区域として素案に示しておりました区域の中に、市街地の部分を穴抜き状に抜いておったわけでございますけれども、これをどう取り扱うのか。3 点目といたしまして、後ほど御説明をいたしますけれども、石山寺地区につきまして、瀬田川の河川の区域の範囲を名神高速道路より下流側としておったんですけれども、これをもう少し上流側、琵琶湖側に延ばすべきではないかという御指摘をいただいたところでございます。

これらの指摘を踏まえまして、事務局の方で保存区域の素案について若干の修正をいたしました。それがその下にございます 1 と 2 の 2 点でございます。1 点は、先ほど申し上げました穴抜けとなっておりました市街地につきまして、風致地区が現にかかっております市街地につきましては、歴史的風土保存区域として指定するという方向に修正をいたしております。都市計画と整合をとったという形でございます。

2 点目といたしまして、石山寺地区の瀬田川につきましては、もう少し上流側ということで、瀬田の唐橋が区域内に入りますように、国道 1 号線まで拡大したという形になっております。

これらの修正を行った上で、後ほど資料 4 の方で御説明を申し上げますが、その素案を公表いたしまして、一般の方々から広く意見募集をさせていただきました。その意見募集の結果などを踏まえ、本日の保存区域の案という形に整理させていただいたものでございます。

まず意見募集の概要等につきまして、資料4で御説明をさせていただきます。資料4、1枚目、資料4-1と書いてございますけれども、こちらに意見募集の全体の概要を整理してございます。

一つ、1番でございますけれども、国土交通省のホームページなどによりまして御意見の聴取を行いました。この際に公表配布した資料につきましては、その下に点線で書いてございますけれども、資料4の26ページから40ページに、この後、申し上げますけれども、説明会を別途しておりますので、その説明会で添付した資料をつけてございます。ホームページに掲載した資料も、この中から抜粋した形になってございます。

また、これらの資料につきましては、のところに書いてございますとおり、国土交通省のホームページに掲載したほか、滋賀県、大津市におきましても、それぞれ県庁のホームページにおいて国土交通省のホームページにリンクをかけていただきました。また、紙の資料を県並びに大津市においてそれぞれ備えていただきまして、縦覧を希望する方に見ていただいたということをしてございます。

これらにつきましては、電子メール、郵便、ファクスによりまして意見募集を行いました。その結果といたしまして、これは後ほどもう少し詳しく御説明申し上げますけれども、15件の御意見をいただいたところでございます。

次、2ページの方でございますが、この意見募集を行った後に、大津市の現地におきまして、去る1月14日に現地説明会を開催いたしております。こちらの方には市民の方、11名が参加されまして、報道関係者を含めまして15名の方が参加されたということでございます。

これらのほかに、大津市に在住の歴史関係の有識者から別途御意見の聴取をさせていただきました。具体的には、成安造形大学学長の木村先生、滋賀県立大学助教授の林先生でございます。両先生の御経歴等につきましては、後ろの3ページ、5ページのところに、それぞれの御紹介をしているホームページからコピーを添付させていただいております。

なお、これらの意見募集につきましては、4のところに書いてございますが、私ども国土交通省、滋賀県、大津市それぞれにおきまして記者発表をさせていただいております。また、広報「おおつ」などによりまして、こうした意見募集をやっておりますということの広報をさせていただいたところでございます。

この後、説明会で使用した資料、それからホームページの内容、報道された新聞の記事などがずっとついてございます。お手数でございますが、47ページまで飛んでいただければと思います。

まず、国土交通省ホームページ並びに県、市の方で縦覧を行い、その結果寄せられました御意見の概要につきまして御紹介を申し上げます。1のところの下の方が書いてございますけれども、件数といたしましては15件、15名の方から御意見をいただきました。電子メール、ファクス等でいただいております。また、それぞれの御意見の中に複数の項目が含まれているものがございますので、それらを整理いたしますと、项目的には20件ということになります。

それぞれの御意見、20項目の内容をその後ろに要約としてつけて申し上げますけれども、内容の多くは、古都指定されたことに関しまして今後の大津市のまちづくりなどに関しまして期待でありますとか、古都のまちづくりの進め方に対する御提言といったものが多うござ

いました。区域そのものの変更にかかわる御意見も、若干ではございますが、入ってございます。

例えば5番、こちらの方で琵琶湖、それから琵琶湖岸、坂本城といったものについて保存区域に入れるべきではないかと。それから、次のページでございますが、7番。これは恐らく比叡山のもう少し北側の方ではないかと思えますけれども、棚田などの集落や農地といったものを取り組むことを検討するべきではないか。それから13番。保良の宮、保良宮ですね、これはまだ位置が確定できておりませんが、こういったものについて先行的に保存区域に入れて保全していくべきではないか。それから18番、これは音羽山の近くで自然が残っている場所がございますので、これを区域としていただきたい。そのほか、14番の方では、信楽町の紫香楽宮の指定について。また16番、それから19番につきましては、区域について一部削除していただきたいという趣旨の御意見もいただいております。

以上が、意見募集でお寄せいただいた意見でございます。これらの意見に対しましては、国土交通省といたしまして、基本的な考え方、対応の考え方につきまして整理をいたしまして、それぞれ返信をさせていただいているところでございます。

続きまして、49ページの方でございますが、現地説明会での御意見を御紹介申し上げます。現地説明会につきましては、先ほど申し上げましたとおり1月14日、地元大津市の市役所の会議室で開催をさせていただきました。私ども国土交通省から、古都法の全体の概要や、今回設定を予定しています保存区域がかかった場合の行為の規制の内容、保存区域の指定の考え方などにつきまして御説明をさせていただき、出席の皆様から御意見をいただいたところでございます。

かなり活発に御意見をいただいたところでございまして、その中身といたしましては、古都法の内容に関するもの、また今回の区域の案を決定するに至ったプロセスに関する御質問が多うございました。また、この中で、地元の専門家からぜひ御意見を聞いていただきたいという意見をいただきまして、それを踏まえまして、先ほどの2名の地元の先生方から御意見を伺うという形にさせていただいたところでございます。

主な質疑応答の内容につきましては、その下に出ました意見と、それに対して、その場で私どもの方から回答させていただいた内容を書かせていただいております。

続きまして51ページでございますが、大津市在住の、特に歴史関係に造形の深い先生方お2人に別途御意見をいただいております。こちらの方には、いただいた御意見そのまま全文を掲載させていただいております。成安造形大学の木村先生からは、特に今回、古都に指定されたことに対しまして、今後の期待、それから今後の展開のあり方について御提言をいただいたという内容になってございます。

また、その下2番、滋賀県立大学の林先生からは、個別具体的に地区名を挙げていただきまして、それぞれこういった地域についても指定が必要ではないかという御提言をいただいております。1番といたしまして、近江大津宮跡地区におきまして穴太廃寺の周辺、それから2番の方で、同じく近江大津宮周辺で、西大津駅の北西側に残っております農地等の保全。それから、今回の区域からは離れておりますけれども、瀬田川の左岸側になります近江国府跡、建部大社といったものを加えるべきではないかといった御意見でございました。

これらいただいた御意見のうち、区域の変更にかかわる御意見を整理したものが、その次の 54 ページ、55 ページでございます。また、そういった御意見に対する国土交通省の事務局側としての対応案を、あわせてここに記載させていただいております。結論から申し上げますと、基本的には、いただいた御意見については採用しないというのがほとんどでございます。

まず、近江大津京跡地区でございます。こちらの方は、図面が小そうございますので、資料 6 の図面集をあわせて見ていただければと思います。資料 6 でいいますと、図 3 が近江大津京跡地区になります。

最初は、穴太廃寺跡周辺を指定すべきではないかという御意見でございます。これは滋賀県立大学の林先生からいただいた意見でございます。場所といたしましては、資料 6 の図 - 3 でいいますと右上の方、字がつぶれておりますけれども、右端の方に穴太廃寺跡というのが点を打って黒で書いてございます。この区域でございます。

ここにつきましては、確かに近江大津京時代の非常に重要な遺跡ではございますけれども、現況といたしまして、西大津バイパスという非常に大きな道路が地域を横断しておりまして、また湖西線並びに京阪線との間にはさまれていて、周辺の自然的な環境とは分断されているといったような状況がございまして、現状として、まとまった歴史的風土があるとは言いきれないということから、今回の区域からは除外させていただくということで整理をさせていただいております。

なお、この穴太廃寺跡につきましては、その史跡の公園化の計画などがございまして、公園の整備を含めました周辺市街地の整備の方向を踏まえまして、今後必要に応じて追加指定についても検討していきたいと考えてございます。

続きまして、同じく近江大津京跡地区の西大津駅北西の住宅地・農地ということでございます。これは資料 6 の図 - 3 で申し上げますと、ほぼ真ん中より少し下の、右側の方に西大津駅というのがございます。これのすぐ上にあります農地の区域というふうに思われます。ここにつきましては、これとは別に説明会の方で、この近江大津京地区の西大津駅の上の方ですね、実際に近江大津宮錦織遺跡の遺跡が発見された周辺の住宅市街地を、今回新たに歴史的風土保存区域として指定したいということで予定しておりますけれども、この保存の考え方が整理できていないのではないかという御意見が説明会でございました。

この市街地部分の指定については、景観的にまとまりがある区域を指定したいということでございまして、近江大津宮錦織遺跡の北側並びに南側に張り出した形で風致地区が既に指定されていること、また東西の線といたしましては、この錦織遺跡の東側を通ります京阪線のところで景観的には分断されるということがございますので、京阪線並びに南北の風致地区の境界で区切られるところを指定したいということで整理をさせていただいております。

続きまして園城寺地区でございます。資料 6 は図 - 4 になります。こちらにつきましては、この図で申し上げますと、右側の上の方に 2 本の箸のような形で突き出している部分がございますけれども、これは琵琶湖疏水でございます。当初の案では、この琵琶湖疏水につきまして、琵琶湖に面するところまで疏水の部分を全部保存区域として計画線を入れておりました。これに対しまして、疏水のうちの鹿関橋と申します橋から上流側、琵琶湖

につきましては、現況既に市街化がされておりまして、自然的な環境もないということで、ここは保存区域からは外すべきではないかという御意見がございました。

これにつきましては、実際に現地の方を調査した上で、確かに現況として保存すべき対象がないということで、この橋から下流側、山の方に向かっての側を保存区域として残して、上流側、琵琶湖側は外したという形でございます。

続きまして音羽山地区でございます。図面は次のページ、図 - 5 になります。こちらにつきましては、意見募集、それから意見募集で意見を出された方が説明会にもおいでいただいて、やはり御意見をいただいております。この図面で申し上げますと、右肩に、茶臼山古墳のところを緑色に塗っておりますが、これのさらにもう少し北の方、上の方に住宅団地が開発されているもの間に、すき間のように細く白い部分がございます。この部分は湖城が丘と呼ぶそうでございまして、こちらが非常に自然的な景観がすぐれているので、これを加えていただきたいという御意見がございました。

これにつきましては、いわゆる歴史的風土の保存という観点から見ますと、対象として必ずしも適切ではないということと、御本人の趣旨が自然環境の保全ということでございまして、必要に応じまして古都法以外の法制度、具体的に申し上げますと風致地区なり緑地保全地区なり、こういったもので措置すべきであろうということで、今回の保存区域からは対象外とさせていただいております。

続きまして石山寺地区、図 - 6 でございます。こちらについては3点御意見をいただいております。まず一つ、石山寺周辺の市街地部分、具体的に申し上げますと、この図面というと、石山寺並びに石山寺の後背になります伽藍山をぐるっと赤い線で囲ってありますけれども、この赤い線で囲った部分と、それに面します瀬田川との間にはさまれた部分の市街地、ここが今回保存区域に入っております。具体的に申し上げますと、石山寺の門前に展開されております飲食店などの観光施設が主になっております。用途上は、ここは商業地域になっておったかと思っております。これにつきましては、除外してほしいという御意見が意見募集並びに説明会でございました。

また、石山寺地区につきましては、この石山寺側ではなくて、瀬田川をはさんだ反対側の山について保存区域をかけるべきだという御意見もあわせて説明会でいただいております。

この件につきましては、今回この石山寺地区というものを設定した趣旨が、石山寺並びにその後背地であります伽藍山、これらと一体となりました自然的な景観を保全するという観点でございまして、一体的な自然的景観として瀬田川をあわせてセットさせていただいているという経緯もございまして、そこにはさまれます市街地につきましては、やはり歴史的風土の保存のために必要な土地ということで指定をさせていただきたいということ。

また、対岸側につきましては、現況といたしまして調整区域になり、また風致地区がかかっているという状況で、その山容については一定保全されているということで、また、石山寺との一体性という観点からいきますとやや薄いということもございまして、今回対象からは外させていただくということにしてございます。

また、この石山寺地区につきましては、石山寺・瀬田川地区というふうに名称を変更していただきたいという意見をいただいております。これにつきましては、ほかの地区もす

べて主要な保全の対象となります。歴史的な資産をベースに名前をつけさせていただいているということがございまして、瀬田川につきましては、あくまで石山寺と一体になっている自然的景観としての指定でございますので、名称は当初どおり石山寺地区とさせていただくということにさせていただいております。

次の資料 55 ページの方、こちらは地区の追加をすべきという御意見でございます。一つ目、林先生から近江国府・建部社地区を加えるべきだと。これらにつきましては、下に図面をつけさせていただいております。赤く塗った部分すべてが遺跡ということではありませんで、これは場所をわかりやすくするために大きく塗っております。実際はもう少し個々の遺跡なり史跡なりは小そうございますけれども、こういうふうに瀬田川の左岸側に数多くの史跡が集中して分布しているので、これらについても保存区域に入れるべきではないかという御意見をいただいております。

これにつきましても、今回の大津市の古都指定の主たる要因でありますところの平安仏教文化並びに近江大津宮との関連が、これらの遺跡は比較的薄いということ、それとこれらの歴史的な資産が現状として市街地内に散在している状態でございますので、地区としてのまとまりに若干欠けること、また、その周辺に自然的な環境が乏しいということもございまして、今回は指定の対象とはしないというふうにさせていただきました。

これらにつきましても、今後、文化財調査の進展の状況でありますとか、市街地整備の動向を踏まえまして、必要に応じて追加指定については検討すべきものというふうに考えております。

また、琵琶湖の取り扱いについて意見をいただいております。これは何件かいただいております。琵琶湖の取り扱いにつきましては、前回の部会でも御指摘をいただいておりますが、同様に今回の主たる保全の対象でありますところの寺院でありますとか近江大津宮、こういったものとの直接的な関連が比較的薄いということと、一体性が薄いということ、さらに、河川法などによりまして、現況として開発がなされるおそれがほとんどないという状況もございまして、今回は対象の区域から外しているということでございます。

また、保良京の推定区域。これは右の方の図面で赤く塗っておりますけれども、音羽山地区と石山寺地区には含まれたあたりということになるかと思っております。こちらについて指定すべきという御意見をいただいておりますが、これにつきましては、まだ保良宮、保良京の位置が特定されていないという状況でございます。今後、文化財調査の進展を踏まえまして、必要に応じて追加指定について検討していきたいというふうに考えております。

また、紫香楽宮について御意見をいただいておりますが、大津市の歴史的風土保存区域の検討でございますので、今回の検討対象からは外させていただいております。

また、これは比叡山・坂本地区の北側かと思っておりますけれども、棚田などの農産集落それから農地、これらの保全でございますが、これにつきましても、景観もしくは自然環境の保全を目的としたものという御意見でございますので、必要であれば、古都法以外の法制度にて措置すべきものということで、今回は採択をさせていただきます。

これらの結果といたしまして整理されたものが、資料 6 の図面、並びに資料 5 の 2 ページ以降でございます。資料 5 の 2 ページには全体の概要を ちょっとこれは白黒で見にくいので恐縮でございますけれども つけてございます。これは資料 6 の図 - 1 とあわ

せて見ていただければと思います。

こちらの資料5の2ページには、お隣の京都市の保存区域の設定とあわせて表記をさせていただきます。前回の委員会で、京都市側との整合はどうかという御意見がございましたので、掲載させていただきます。

ごらんのとおり、概ね整合はとれておるかというふうに考えております。2カ所ずれておりますのが、一つは近江大津京地区の京都市側、こちらの方が京都市側で指定されていないということ、京都市側の大原地区、これの大津市側が指定されていないということでございますが、大原地区につきましては、その裏側に当たります大津市側に主たる歴史的な資源がないということ、また近江大津京の地区につきましては、ちょうどこの指定されてないところは、市街地から見たときに見えない場所であるということもございますので、指定から外れているということで、全体として、計画としては整合がとれているのではないかとこのように考えております。

また、資料5の3ページ以降に、前回お示しさせていただきました「大津市における歴史的風土保存区域指定の考え方」を修正したものを掲載させていただきます。

この内容につきまして、詳細は御説明を申し上げますけれども、若干変更などを行っております。変更を行った個所については、アンダーラインをつけさせていただきますが、具体的に申し上げますと、5ページのところ、いろいろと追加指定などの御意見をいただいたことを踏まえまして、「大津市における歴史的風土を保存するために必要な土地についての考え方」の中で、アンダーラインを書いておりますが、今回対象とした区域以外にも多数の史跡などが存在いたしまして、これらについて、今後の文化財調査の進展でありますとか、今回の保存区域の指定の効果並びに、県、市によりますまちづくりの取り組み、その他の法令による措置などの状況を踏まえながら、今後必要に応じて適宜検討するというを加えさせていただきます。

また、その下に琵琶湖に関する記述を追加させていただきます。

最後に、資料5の12ページ、資料5-3と書いてあるところであります。保存区域の指定に関します今後のスケジュール等でございます。今回の部会が、ちょうど中段にございます点線の上、3月16日第6回部会でございます。こちらの方で御審議をいただきまして、その結果、これでという御結果をいただきますれば、答申をいただきまして、その答申を踏まえて、国土交通大臣から関係地方公共団体への意見の聴取並びに関係行政機関の長への協議を経まして、官報告示によりまして保存区域の指定を行うということになってございます。

なお、13ページに、参考といたしまして、今回最終的に提案させていただきました案の指定の面積を整理したものをつけさせていただきます。

資料は以上でございます。

部会長 ありがとうございます。

以上の説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、どうぞどなたからでも結構です。

特にございませんでしょうか。

A 委員。

A 臨時委員 園城寺区域で、資料5の2ページですか、京都市との兼ね合いが書いてあ



る図面なんですけれども、大津市側だけ見ていると、西の方に何かによきと出ているので、琵琶湖の疏水の入り口と同じような格好でおかしいなと思ったんですけれども、京都市側のこれを見ると納得できて、いい資料を出していただいたと思っています。

ついては、この図面によると、京都市側が、文字を解読すると「特別保存地区」と書いてあるので間違いやすいと思うんですけれども、京都市側は普通地域ですよ。特別保存地区はもっと市街地側の銀閣寺とか南禅寺に近い方だと思ったので、そのあたりは都市計画を決められるときに、今の話じゃないと思うんですけれども、よく調べてもらった方がいいと思います。

ついては、大津市側の方はほとんどが民有地になっているはずなんです。以前、京都の大原とか見たとき、民有地の植林地は非常に規則的な植林地になっていて、歴史的風土の緑の景観からいうと、ちょっと違うんじゃないかなと。でも、林業施業中だからいたし方ない面があるんですけれども、民有林については、特に林業上の人工植林をされたところを、緑の質の問題として、何か考えないといけないのかなという気がしております。

そのあたり、お答えはいいんですけれども、何かの方法を考えていただけるような方向を持ってもらえればいいなというふうに思っております。意見です。

部会長 ありがとうございます。

いかがでしょう、事務局。

事務局 まず資料5の2ページ目の図面でございますが、これは白黒で非常に見にくいので大変申しわけございません。実は、よく目をこらしていただきますと、色の濃いところと薄いところがございまして、濃いところが特別保存区域なんです。ほとんど判別できないという状況でございますので、申しわけございませんでした。

済みません。後ろの方の資料でございますけれども、資料9の方に、後で京都市の方から御報告をいただく内容の資料の中に、京都市側の図面がついてございます。14ページですね、A3になっておりますけれども、これで見させていただきますと、赤く塗ってあるところが特別保存地区ということでございますので、A委員の御指摘のとおり、今回見えているところは白いところでございますから、一般の区域でございます。

それから、民有林の状況でございますが、これは資料7の最後のページに、山林の部分だけでございますけれども、土地所有状況を添付させていただいております。園城寺地区の西側に突き出したところは、薄い黄色ということで、こちらの会社、企業が持っている土地ということに現況なっております。

たしかに古都法の体系の中では、実際にそこにどういう木を植えるのかといったようなところまでは制限できないという状況になっておりますので、そういう質の問題につきましては、何らかのほかの方法を考えなきゃいけないのかと思います。

部会長 よろしゅうございましょうか。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ、Bさん。

B委員 私、初めてなのでよくわからないところがあるんですけれども、この特別歴史的保存地域というのは何のためにされているかということが、ひとつわからないところがあるんです。

例えば石山寺の方に私も行ったことがあるんですけれども、石山寺に行くには、やっぱ

り京都を通っていくわけですよ。道路のアプローチが、ずっと川の横を走りながら、やっと石山寺の方に着きますと、橋を渡って、石山寺があって、その奥の方の緑とか自然環境はすごくきれいなんですけれども、歴史的保存すべき地域というのは、ある意味では日本の観光資源だと思うんですね。財産の一つであるわけですから、突然とその場所だけをぼつりと歴史的保存地域ですとって、そこだけが守られて……。ですけども、そこに行くまでのアプローチも美しく、ウェルカミングであったり、まして連携があるような雰囲気醸し出すためには、実際は歴史的保存地域でなくても、そこに行くまでの間の景観や風景というものが、その歴史的な地域というのを引き立ててくれる場所だと思うんですね。

ですので、石山寺の方へ上がっていくところの道路の空間とかそういうところは、そういう保存区域になってないということは、私が例えば一市民として、一観光客としてそちらに訪ねて行ったときに、マイナス要因になるんじゃないかなと思うんですね。

ですから、逆に国側の考え方を知りたいなと思いますのは、歴史的保存地域を指摘することは、歴史保存と、発掘するために保全をしていくものなのか、それとも、これから日本が観光立国ともいわれている中で、観光に来られた方々には近代の日本も含め、自然環境というものが美しい日本と、あと歴史的な財産を持つ日本というものが、いろんな柱がある中で、これをどうやって総合的に一つの総合性を持つのかなということが、きょう説明の中でちょっと見えない部分があるので、教えていただけないかと思ったんです。

部会長 Bさんは観光懇談会でもいろいろ御意見をおっしゃった。いかがですか。その趣旨について御説明をお願いします。

事務局 今いただきました御意見は、大変ごもっともな御意見だと思います。ただ、今回の保存区域の指定の趣旨は、古都法という法律に基づいてやってございますが、もともとが例えば住宅団地の開発でありますとか、そういう市街地開発に対しまして、古都らしさを醸し出している自然的な環境、具体的に申し上げますと、森でありますとか山といったものを守っていくというための制度ということでございまして、また、行為の規制の内容も、そういう観点から規定されているところでございます。

ただいま御指摘がありました市街地の部分でありますとか、そこに至りますアプローチの景観に関しましては、今回の古都法による枠組みではなくて、今般、国土交通省の方でも景観法の法案を提案させていただいておりますけれども、こういうほかの枠組み、都市計画の枠組みなどを使いながら守っていくべきものであるかなというふうに考えております。

部会長 考えてないわけでない、ただ、別の枠組みということのようです。よろしゅうございますか。

B委員 その枠で考えるということですか。

高階部会長 ええ。当然、他のものと一緒にまとめて考えるわけですね、景観法の枠組みで考えるということのようです。

どうぞ。

大津市 僭越ですけども、大津市でございまして。

まさに今、委員、御指摘の趣旨でこれからの大津のまちづくりを進めていこうと思っております。そのための第一歩の手だてとして、古都保存法の古都指定があり、これを背骨

に、入り口から出口まで、どういうふうにまちづくりしていくかを定めるため、大津市では景観基本条例案を上程しております。また、今国会で、国の方で提案されています景観法でさらに御支援いただければ、まちづくりとして一体的なものとして取り組めるということで、大津市としても非常に期待しております。今の御指摘を踏まえて、しっかりまちづくりをやっていきたいと思っております。ありがとうございました。

部会長 よろしゅうございますか。ぜひそうやっていただきたいと思っております。

ほかにいかがでございましょう。

特にございませんようでしたら、この程度にさせていただいて……。今のBさんの御意見も十分に汲んでいただきたいと思っております。

本日、諮問事項のうちの「大津市における歴史的風土保存地域の指定」については、この案で当部会としての意見を取りまとめたいと存じますが、御異存ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

部会長 ありがとうございます。

それでは、御異存ないということで、国土交通大臣からの諮問のうちの「大津市における歴史的風土保存地域の指定」については、部会として了解したいというふうに存じます。

この部会の議決につきましては後日、審議会会長に御報告し御承認を得た後で、国土交通大臣に答申したいというふうに思います。この件につきましては、部会長であり都市計画・歴史的風土分科会会長であります私に御一任をお願いしたいと存じますが、御異存はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

部会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

## (2) 大津市における歴史的風土保存計画(案)について

部会長 引き続きまして次の議題に移ります。議題にございますように、「大津市における歴史的風土保存計画(案)」について、事務局から御説明をお願いします。

事務局 引き続きまして、「歴史的風土保存計画」につきまして御説明をいたします。資料といたしましては、資料8になります。

こちらの資料8の御説明をさせていただきます前に、手続き全体に関する流れを資料9の1ページ目の方で御確認をいただければと思います。資料9-1の下の2のところスケジュールが書いてございます。

昨年10月10日に大津市の古都指定がなされまして、前回並びに今回の部会でこれは日付が間違っておりますね、第6回は本日でございまして、歴史的風土保存区域の審議をいただいたところでございまして。ただいまおおむね了であるということで御了解いただきましたので、これを踏まえまして、今後、歴史的風土保存区域の具体の公示手続きに入らせていただきます。

この歴史的風土保存区域を定めた場合には、国の方で歴史的風土保存計画を定めるということになっておりまして、その素案を今回提示させていただくということでござい

す。この歴史的風土保存計画が定められました後に、この保存計画に基づいて、地元の県におきまして、特に重要な地区を特別保存地区という形で都市計画決定をしていただくという手続きになります。

それで、資料8の方に戻らせていただきます。まず、歴史的風土保存計画の決定についてでございます。これは法律の方でどのように規定されているかということでございまして、(1)のところに書いてございまして、先ほど申し上げましたように、歴史的風土保存計画の指定をした場合には、その保存に関する計画を定めなければならないとされております。

この歴史的風土保存計画の中には、(2)の方に書いてございまして、 から に掲げる事項を決めるということになってございます。1点目といたしまして、行為の規制その他の歴史的風土の維持保存に関する事項、2点目といたしまして、歴史的風土の保存のために必要な施設の整備に関する事項、3点目といたしまして、県の方で指定いたします特別保存地区の指定基準に関する事項、そして最後4点目といたしまして、行為の制限に伴って行う土地の買入れに関する事項と、この4点を整理することとなっております。

また、この保存計画の決定に至ります手続きといたしましては、こちら社会資本整備審議会の御意見をいただきますとともに、関係地方公共団体の御意見を伺うこと、また、関係行政機関の長に協議を行うということで、これらを経た上で決定し、官報で告示をするという手続きになってございます。

2ページ以降に、今回、大津市の歴史的風土保存計画の素案を掲載させていただいております。この素案に関しましては、従来、先例の古都に指定されております都市にならって、おおむねそれと同じフォーマットで作成させていただいたという形になっております。こういう形でのよいのか、もしくは、大津市に関しましてはもう少しこういう部分を工夫すべきではないかという点を含めまして、皆様に幅広く御意見をいただければというふうに考えてございます。内容につきまして簡単に御説明を申し上げます。

まず、保存計画の案の最初に前文という形で、古都の指定の趣旨並びに大津市におけます歴史的風土の概要について簡単に説明をしております。古都の指定の趣旨といたしましては、我が国の仏教文化の中心として繁栄してきたこと、また天智天皇が遷都した近江大津宮があるということで、我が国の歴史上重要な地位を占めるということでございます。また、市内にはこれらに関連する数多くの社寺や史跡がございまして、歴史上重要な文化的資産を現代に伝えております。これらの史跡の大半は、その背景となります山並みと恵まれた自然環境と一体をなして、特色のある歴史的風土を形成しているということでございます。

続きまして、1.これは歴史的風土保存区域におけます行為の規制その他の維持保存に関する事項でございます。これは、それぞれの地区ごとに、その歴史的風土の主体 主たる歴史的風土ですね が何であるかということと、それに関しまして、どのような形で行為規制なり保存の力点を置いていくのかということ整理したものでございます。

(1)が比叡山・坂本地区ということでございまして、こちらの歴史的風土の主体といたしましては、延暦寺を初めといたします社寺と、坂本地区の庭園や生け垣などこういったもの、並びにこれらと一体となった自然的な景観ということでございまして、その保全

の方向といたしましては、観光拠点としての機能がございますので、それらとの調和を図りながら、ほかの制度であります伝統的建造物群の保存などの施策と協調しつつ、木竹の伐採等の規制に重点を置くということにしております。

近江大津京跡地区につきましては、中心となります近江大津宮錦織遺跡などの史跡、並びにこれらと一体となります山丘の自然的環境の保存が主たる歴史的風土の主体でございます。これらの保全に関しましては、文化財調査でありますとか歴史的環境の再生のための他の施策と協調しながら、歴史的環境を生かしたまちづくりを誘導・推進していくということに主眼を置きまして、建築物その他の工作物の新築等、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為に規制の重点を置くということ、並びにその背景となります山丘について、木竹の伐採等の規制を行うということにしております。

続きまして、園城寺地区でございます。こちらは中心となります園城寺、三井寺などの歴史的建造物、それから、その後背にあります長等山の自然的環境、特に琵琶湖疏水などから眺められる展望域の歴史的景観の保存といったものが歴史的風土保存の主体となります。このために、市街地の景観の維持向上のための施策と協調しながら、建築物その他の新築等の行為の規制に重点を置くとともに、背景となります山容の維持・保全を図るということに重点を置いていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、音羽山地区でございます。音羽山地区に関しましては、その北側並びに南側に連なります近江大津京跡並びに石山寺、こういったものとの間を結ぶ地区ということにございまして、市街地の背景となります音羽山の緑の山並み、並びに茶臼山古墳などの遺跡と一体となった自然的景観の保全をやるということにございまして。そのためには、音羽山などの自然的環境の保全のために、木竹の伐採等の規制に重点を置くということにしております。

最後、石山寺地区に関しましては、石山寺と一体となりました自然的環境の保全ということにございまして。このための方向といたしましては、同じく歴史的な観光拠点としての機能を高めることに配慮しながら、景観の維持保全のための施策と協調しつつ、建築物その他の新築等の規制に重点を置く。また、背景となります伽藍山の山容の維持保全のためには、木竹の伐採等の規制に重点を置くということにさせていただいております。

次のページ、2番といたしまして、歴史的風土保存区域内で、歴史的風土の保存のために必要な施設の整備に関する事項というところでございまして。これに関しましては、他の先行の都市と並びまして、ほぼ同じ内容ということになっておりまして、防火のための施設、土砂崩壊を防止するための施設、景観保全のための植栽、防火や病虫害防除など維持管理を行う上で必要な道路、立ち入り防止柵、標識などの設置、並びに維持保存に寄与する道路その他の公共施設、こういったものを位置づけるということにしております。

次に、3点目の歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関する事項でございますが、これも原則といたしましては、他の都市と大体並びで整理させていただいております。1点目といたしまして、歴史的風土の枢要な部分を構成している地域について特別保存地区の指定を行うということ。2点目といたしまして、特に積極的に歴史的風土の維持保存の対策を講ずる必要がある、開発の圧力が特に高いなど、積極的な維持保存の対策が必要な地区を対象するのだということ。3点目といたしまして、都市計画区域内の地域であるということ等を挙げさせていただいております。

最後、4番といたしまして、土地の買入れに関する事項でございます。これに関しましては、市街地に接するなど宅地化のおそれがあるもののうち、私人、民間の方がお持ちの土地であって、かつ行為の規制などによって土地の利用に著しく支障を来すことになるものについて、土地所有者から買い取るべき旨の申し出があった場合に、真にやむを得ないと認められるものについて買い取りを行うという形で整理をさせていただいております。

なお、ほかの先行しております都市との比較ということで、その次のページからA3横長で、京都、奈良、鎌倉とそれぞれの前書き、それから1番の行為規制、維持保全に関する事項等々について並べて記載をさせていただいております。これらと比較いたしますと、前文が少し長くなっているということ、少し詳しく書いているということと、1番の行為規制、維持保全に関する事項に関しまして、ほかの関連する施策、具体的に申し上げますと、都市の景観の保全でありますとか、文化財に関する事項、観光に関する事項、こういったものとの連携を図りつつといったことを明記したというところが、若干ほかの都市とは違うところがございます。

以上でございます。

部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等、どなたからでも結構です、お願いいたします。いかがでございましょうか。

A臨時委員 先ほどお話ししたのにちょっと関連するんですけども、行為規制の主たるところの一つに木竹の伐採というのがありまして、今回の保存計画とか施設整備の中でも「景観の保全のための植栽」とかいうのがありますが、木竹の伐採が、お寺とかそういうところが薪炭林に使っていたようなところは、もちろん生活様式の変化でそういうのが要らなくなったということ、それから、一般の里山が維持されていたような行為がなくなってきたことで荒れるんですね。

この計画によって木竹の伐採というのが施業林のような形の伐採を考えるのだったらもちろんだめなんですけれども、里山を維持するということは景観を維持するということになるので、そのあたりが要許可行為とか……。逆に制限されると山が荒れてしまう可能性が非常に強くなってくる。したがって、規制をすることによって、山が荒れるということもなきにしもあらずということなので、もし可能であれば、「木竹の伐採」と十把ひとからげに言わずに、里山維持をできるような管理みたいなのが積極的に織り込めないかなという気がしているんです。

一網打尽に「木竹の伐採」と言わずに、景観を維持するための行為がうまくプロモートできるような計画にならないかなというふうな気がしております。

以上でございます。

部会長 いかがでございましょう。「木竹の伐採等の規制」となっています。その規制は、やっちゃいけないよというだけではちょっとぐあいが悪いということのようですが、お考えはどうでしょう、事務局の方では。

事務局 例えば比叡山・坂本地区のところで「森林の育成」という表現を使わせていただいておりますので、今の御意見を参考にさせていただいて、工夫をさせていただければというふうに思います。

こちら単に「森林の育成」と書いてございますけれども、山容の保存のために森林の育成をやるということ、資料でいいますと資料8の1ページの(1)のところの後段でございまして、こういう形で何らかの表現ができないものかということを含めて、御議論いただくなり、ないしはこちらの方で検討させていただくなりということをしていただければというふうに思いますが。

部会長 わかりました。御趣旨はそうですね。では、ぜひそういうことでお考えいただきたいと思えます。

ほかにいかがでございましょうか。

C臨時委員 今の若干関連しますが、単純な質問というか、初歩的な質問になるんですが、行為規制を保存計画で定めますね。それを具体的に規制する、こういうのは許可を受けなきゃいけないよ、こういうのはやっちゃいけないよというのは、何で示されることになるんですかね、形式は。

部会長 どうぞ、事務局。

事務局 実際には、古都法に基づきます規制といたしましては、歴史的風土保存区域については届け出、勧告という仕組みになってございまして、また特別保存地区については県知事の許可が必要という形になりますけれども、こういった行為がその規制の対象になるのか、こういったものは許可の対象になるかということについては、法律の政令の方でかなり事細かに整理をさせていただいております。

こちらの保存計画の中で書いておりますのは、そういった法律などで担保されているものを運用する上で、どういうところに着目しながらやるのかという観点、並びに法律以外の手段を講じることもございますので、条例で規制をすとか、そういった形でやる場合の方針といったものを書くということでございます。

規制の内容については、大半は法律並びに政令の方で書き切っているというのが現実でございます。

C臨時委員 ちょっと不勉強で申しわけないんですが、政令では、区域ごとじゃなくて一般的に書いてありますよね。その届け出を受けて勧告するなり、許可をする際に、こういった保存計画に書かれた内容に即して、その基準にすると、そういう考え方ですね。

事務局 さようでございます。

C臨時委員 はい、わかりました。

部会長 ほかに。

Bさん。

B委員 この中で市街地の景観の部分があったんですけれども、以前行きましたときに、それは歴史的保存地域にかかわる場所かどうかわからないんですけれども、琵琶湖の周辺に、もう使われなくなってしまっているドライブインとか、もうお店がつぶれてしまっているような商店が町並みにあるわけなんですね。

歴史的に保存すべき地域の中にそういうものがあつたときに、それを撤去することによって景観がよくなるどころが結構あるわけなんです。例えば猪苗代湖の周辺へ行きますと、本当にドライブインが置いてあるだけで、それが取り壊されてないだけで景観が物すごくダメージを受けているところもある。

そういう景観というものも観光資源であり、非常に大事なまちづくりの要素であるわけ

ですから、こういう歴史的保存すべき地域の中でそういう建物があった場合、木が邪魔になれば切るくらいですから、そういうものを撤去する予算とか、そういうものもこういうものにつけ加えられるような状況があるのであれば、持っていらっしゃる方々は、もう破産してしまっているわけですから、抵当権がたくさん入っていて身動きもできないような状況で、撤去しろと言われてもできるわけじゃないので、歴史的にこうやって保全することの中で、景観というものを重視するためにも、道を整備するのと同じような形で、目障りなものまでも撤去できるような取り組みをこの中に入れられると、もっと早くに町並みがきれいになるのではないかなという感じがするんですけども、そういうことは、この中には考えられていないんでしょうか。

事務局 古都法の枠組みの中では、正直申し上げますと、撤去はできる仕組みになってございません。現状の土地利用をどのように維持保全していくのかという観点でございまして、こういうことはやってはいけません、こういうことをやる場合には許可が必要ですよという仕組みになってございまして、具体的に今あるもので不適切なものを撤去することとはなかなか難しゅうございます。公的にそういうものをどかすというのは、財産の保全の問題等もございまして、なかなか難しいのかなという気はいたします。

ただ、例えば特別保存地区に指定されている地区でございまして、恐らくそういうところに建築物が建っていることは余りないと思うんですけども、土地の買い入れなどの制度はございまして、また、どうしても必要な土地でありましたら、ほかの仕組みですね、都市計画上の公園として買い取るなりというような方向は考え得るのかなと思います。

ただ、今回の歴史的風土の保存という観点から、今のお話があったようなことについて取り組むのは、非常に難しい問題だとは思いますが、ちょっと厳しいのかなというのが正直な回答になるかと思えます。

B委員 よろしいですか。

部会長 はい。

B委員 それは恐らく制度の上では難しいことかもしれないんですけども、ただし、まちづくりとか地域づくりの中で、これだけ日本の経済情勢もよくないわけですから、観光資源として自分のまちをつくっていくなり、こうやって保全していくものの中で、すごく重要な部分だと思うんですね。

建設というのは、物をつくるというために予算はつくけれども、それを撤去するために予算がつかないというのもすごくおかしなことで、今は環境問題からしますと、ゼロエミッションというのはすごく大事なものですので、何らかの環境というふうな観点から考えて、個人の財産の中に踏み込まないというふうな何かいい仕組みをつくられる中で、それが地域にとってもっといいことであるのならば、何らかの形で、こういう保全地域の中でもやっていただけたらなれば、一つの事例になっていくのではないかなという感じがするんです。もし考えていただければ、検討していただきたい。

部会長 いかがでしょうか。直接この計画案の中に入れるのはちょっと難しいという感じですね。ほかに何か仕組みを考えていただけるかどうか。

どうぞ、事務局。

事務局 今、B委員からお話のありましたことは、我々もそうしたいなというふうにして事例がいっぱい世の中にあると思っております。ちょっとしたことがその地域のイメー



ジを下げてしまうといったようなことが多々あるかと思えます。特に自主的な取り組みでうまくいっているケースもあるわけですが、何分なりわいでやっている中で、撤去もうまくいかないというケースがいろいろあると思っております。

琵琶湖湖岸でも昔、ホテルがありまして、そこはテレビで大々的にアメリカ式にダイナマイトをかけてつぶしたんですが、それがそのままずっと残ってしまったというケースがございます。そこについては今、県と市の方でいろいろ計画を立てていまして、そこは自然再生を図っていこうということで、公園事業で対応するような方向で、地元の方で御検討いただいているというような事例もございます。

したがって、思いは皆さん同じだと思いますので、古都のいろいろな保存手法ではなかなか難しいのでございますけれども、いろいろな手法をとにかく活用して取り組んでいくということが重要なのではないかなというふうに思っております。

そういった意味で、いろいろな手法をうまく使えるよというようなことについて我々もPRをしていかなければいけないのではないかなというふうに考えております。もっといい方法があるかどうか、我々も一生懸命汗をかいて考えてみたいと思えます。

部会長 よろしゅうございますか。そういうことでございます。

どうぞ、D委員。

D委員 まず、今回、保存区域の指定まで案ができたというのは大変いいことだと思っております。特に法律上規定はなかったわけでありまして、こういう時代の背景で市民公開をして、その意見に対してかなり丁寧に答えているということで、これもやはり時代の流れだと思っております。

この保存区域については、きょう基本的に審議会としては結論を出すことだと思いますので、その中で何カ所か少し伺いたいことがありますので、お願いしたいと思います。資料5-1に沿ってお話したいと思います。

ここに前回の第5回歴史的風土部会が開かれた以降、きょうの第6回にかけての変更経緯がございまして、一つは、事務局案で穴抜けになっていた市街地について、これは何カ所もあるわけですが、歴史的風土保存区域としているということでありまして、これは大変重要なことでありまして、私としては賛成であります。

また、市民公開を踏まえて、指定地域とも特段支障がないと私も思いますので、これは非常に大きな成果ではないのかと。具体的に言いますと、南滋賀の廃寺とか、大津京そのものの場所が市街化区域でありまして、それから琵琶湖疏水とか、今回のこの指定案については大変いいと思っております。

その一方で、地図で見る限りは割と一体性に見えるんですが、何カ所か市街化調整区域で抜けている場所がございます。これについて、今後の古都保存の考え上、支障がないのかどうかというのは事務局では御検討されたと思えますけれども、改めてこの場で伺いたいというのが1点でございます。支障がなければ、それで結構だと思います。市街化調整区域内の一種の抜いたところですね。

2点目は、資料5の8ページでございまして、穴太廃寺についてでございます。この穴太廃寺につきましては、今回、地元のこの分野で非常に詳しい専門家の方々からも意見を伺ったということで、きょう資料が出ているわけですが、その中で、お1人の専門家からぜひ穴太廃寺をしてほしいという意見が出ています。それに対して今回、事務局

としてはこういう理由で指定はしないということでもあります。

その場合の理由の書き方ではありますが、「西大津バイパスが横断している等、現況として良好な歴史的風土が存するとは言いがたく」という文章については、私、委員の意見としては、この文章は削除した方がいいのかなと。

なぜかといいますと、西大津バイパス自体は国がみずから推進したものでありますが、確かに、史跡そのものは発見された結果横断する形で、低い高架の形で遺跡を保存しているわけでありまして。ですから、これはこれで、当時としてはかなり頑張った成果ということでもあります。

我々審議会としては、確かにそれが歴史的風土という観点からは必ずしもと思いますが、当時の社会情勢で地元からバイパスが必要だということだと思っておりますので、そういう中でこういう選択をしたということですから。

ただ、それが結果として歴史的風土を損ずるとは言いがたいという判断だけというのはどうなのかなということで、今後の以下は、今後の指定の可能性も含みを残しているということですので、理由としては、バイパスによって歴史的風土が破壊されているというのは、確かに一般的な感覚ではそうかもしれませんが、こういう文章としてはどうなのかなというのが、ちょっと思いました。そこで、これはどうなのかなというのが一つでございます。

場所によっては、難波宮もそうですし、現状では、全国の中で、道路建設に伴って史跡等出てくることは今後もあり得るわけで、道路がどうしても変更できない場合については高架構造なり、地下化するなり、ルート変更なり含めてというのは一つの考え方でありまして、ベストではないけれどワーストではない選択ということはあると思っておりますので、この文章は少しひっかかるということでございます。これは御意見として伺っているという。

もう一つは、今拝見していたところ、琵琶湖疏水でございますが、意見を拝見していると、恐らくこれは京都市だと思っておりますけれども、管理している立場から、一部区域は除外してほしいと。できれば全部除外してほしいんだけど、できれば一部区域にしてほしいという御意見に基づいて、今回除外したというふうに、きょうの資料4を拝見していただきますと思っておりますので、せっかく京都市長さんとしての委員も御出席されておりますから、これについて、どういう支障があるのかというのを伺いたい。

もう一つは、京都において歴史的風土保存区域の中に、私の理解が間違っていなければ、南禅寺を含めて琵琶湖疏水の区域がかなりあると思っておりますので、同じ理由で、琵琶湖疏水というのは歴史的風土の保存に支障がある施設なのかどうか、これについては、審議会でするので、ぜひ御意見を伺いたい。

以上、そういう点でございます。

部会長 今の御意見のうち、穴太廃寺、それから疏水についても、先ほど既に御説明があつて皆さんの御了承を得たところです。

D委員 そうですか。では、そのことについては、結構です。

部会長 あとで京都の方から、御意見を伺うのは結構だと思いますが、このこととしては、決定の上でいきたいと思うんですが。

D委員 そうですね。

部会長 いかがですか、今のご質問に対して事務局で何かおっしゃることがあれば、伺いたいと思います。

例えば、文言については先ほど言わなかったんですが、実際には歴史的風土として指定するために差し障りがあるという御説明があって、確かにそうだろうと思うんですが、やわらかい言い方にするというようなことは考え得るのか。それとも、かつては別の視点からバイパスが必要だったけれども、我々の古都保全、歴史的な風土保存のためには、これはぐあいが悪いというふうにはっきり言うかという問題ですね。そのことははっきりしておいた方がいいかもしれません。いかがですか。

事務局 説明ぶりにつきましては、今の御意見、極めてもっともな御意見でございますし、よく考えたいと思います。実際には、外にといいますか、今回、歴史的風土保存区域の考え方をどのようにしたのかということにつきましては、こちらの方の資料ではなくて、資料5の3ページ以降の5の2にあります「保存区域の指定の考え方について」、こちらの方が一般には表に出る形になるかと思えます。

この中では、先ほど御説明を申し上げましたように、その他の区域、この中で言うと8ページになりますか、こちらの方でバイパスの話を書いておりますので、このあたりについて、少し書きぶりについて工夫したいと思えます。

部会長 それでは考えていただくということによろしゅうございますか。

D委員 結構です。

部会長 ほかにございますでしょうか。

京都市 京都市の方から、できれば。

部会長 京都の方どうぞ。

京都市 京都市でございます。

私ども所管課から要望を出したということは把握しております。その内容につきましては、御存じのように、疏水につきましては、建設後百有余年ほどたっておるわけですが、その中で一番大きな問題として、届けということで、緊急性の伴う観点から意見書を出したということを知っております。その部分につきましては、取水施設、設備ですね、それと私どもの管理する、分掌といっておるんですが、その建物があるということで、何とかその部分を古都一般から外していただきたいと。

本来聞いておりますのは、疏水全体を外していただきたいという思いを持っているんですけど、要するに、鹿関橋より下流については、石垣や土手があって桜があると、これについては、古都一般についてはやむを得んだろうと思うんですけど、今の鹿関橋から取水口までの間については、先ほども言いました理由から、何とか古都一般からでも外していただきたいという要望を出したように聞いております。

部会長 Dさん。

D委員 伺いたいのは、国としての御説明はまたとして、京都市内において、みずから琵琶湖疏水はあるわけでございまして、それと古都法というのは一体どういうことなのか。私自身の理解で言えば、古都法の40区域、古都保存区域については、もともと指定の考え方があって、その上で、区域内にはさまざまな公共施設があるわけでありまして。古都法の趣旨と支障ないものであれば、お互い矛盾しなければ、それはそれで恐らく同居できるものだと思いますけれども、少なくとも京都市内についてどういうお考えなのか。

つまり、今の御延長ですと、京都市は、琵琶湖疏水区域は古都区域から外したいんだというふうに、京都市内においても外したいというふうに理解できると思うんですが、いかがなんでしょうか。

京都市 今の京都市の古都区域の中に調査をいたしました。それについて、古都の区域に入っている部分と、外れている部分とございます。それについては、我々その周辺との古都の保存という観点から入れる区域と、市街化が延びてきている部分については外している部分もございますので、そういう観点からいけば、今の鹿関橋より上流については、周辺との調和というんですか、そういう形の中で市街化が促進している部分について、京都市の今の考え方と同じであろうと、このように考えております。

D委員 今のお答えですと、疏水の維持管理上が問題ではなくて、むしろ全体の地域そのものが都市化しているのか、歴史的風土があるのかという理由で判断しているということであれば、ファクスで出ている京都市の御意見は、考え方として、今の御説明と違っていると思います。

ですから、施設の管理者として支障があるということであれば、南禅寺の区域を含めて、歴史的風土保存区域内に水道局の管理する施設としては除外してほしいと、支障があるということだと思っておりますが、今の御説明では、私はおかしいのではないかなと思うんです。再度御説明できれば……。南禅寺一帯は大変歴史的に重要な資産ですし、琵琶湖疏水そのものは明治の近代遺産ということで、日本の中で重要な文化遺産として社会的にも認知されておりますので、今の御説明は少し論理として違っているのではないかと。

私、どっちがいいかということじゃなくて、理由を尋ねている。どっちが適切かとか、私の個人の意見というより、理由を尋ねているということでございます。

京都市 私ども事前に聞いております内容と、今、D先生から御指摘を受けている内容と、現在把握していることについては、先ほど申し上げたとおりなんですけれども、要するに、疏水事務所が、所管が、管理している部署が、公営企業管理者の方が管理しておりますので、その辺のことについては、再度、意見を聞きたいように思います。今の内容につきましても。

部会長 そういうことでよろしいですか。

D委員 一応、事務局というか、国の方の意見……。

部会長 国の方のご意見をお願いします。

事務局 まず1点。いただいております意見が、京都市として、要するに市の代表者からいただいているというよりも、浄水部浄水課の方からいただいているという形になってございます。さらに申し上げますと、これはあくまで一般の方からの意見募集でございますから、組織を代表してということでは必ずしもないということもございまして、余り追及しても仕方がないのかなというのが正直なところでございます。

また、国の方といたしましては、水道の管理者が管理上支障があるからということをしんしゃくして外したのではございません。今ほどございましたように、実際に現地に行ってみて見回してみたときに、実際に自然的な景観が残っている個所をかけるということが適当であろうということで、区域の一部変更をやったということでございます。

上流側につきましては、護岸そのものもコンクリートの護岸になっておりまして、両側はピッチリ家が建て詰まっているという状態でございます。見通しなどから見ても、こ

これは確かに歴史的風土が残っているとは言いがたいですね、ということを確認した上で、区域の変更をさせていただいております。

D委員 今の事務局の御説明による除外ということであれば納得いたしました。

それから、私、現地は見ておりますけれども、桜の時期も大変すばらしい場所で、古代からの日本の自然の地形と、明治以降の公共事業の非常に質の高いものが一体となって、私はすばらしい財産だと思っておりますので、ぜひ京都市におかれても大事に、今後も維持管理してほしいなと思う次第でございます。

部会長 ほかにございますでしょうか。

特にほかに御意見、御質問がないようですので、「大津市における歴史的風土保存計画」に関する審議はここまでにして、本日の議論を踏まえて、事務局においていろいろ修正していただいたものを次回の部会にお諮りして、当部会の議決というふうにまとめていきたいと思っておりますが、それでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

部会長 では、事務局、次回までをお願いいたします。

### (3) 報告事項

部会長 次の議題に移らせていただきますが、事務局から報告事項について御説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について御説明を申し上げます。資料9でございます。大きく3点ございます。1点目が今後の審議予定についてでございます。2点目が各県市、大津市以外の古都の現在の状況につきまして簡単に御報告をいただきたいと思っております。3点目といたしまして、前回の部会で太宰府の現況についてはどうなっているのかという御意見がございましたので、それを簡単に整理したものを説明させていただきたいと思っております。

まず、今後の審議予定でございます。先ほども御説明いたしましたけれども、資料9の1ページ目でございますが、今回、歴史的風土保存区域の指定について御了解をいただいたということでございますので、答申をいただいた後に、保存区域の指定のための手続きに入らせていただきたいと考えております。

また、保存計画につきましては、本日いただきました御意見を踏まえまして修正の上、改めて審議会にお諮りをさせていただき、御議論をいただきたいと考えております。

また、これらのほかに、上の1のところの主な審議予定事項と書いてございます。これは前回の部会で御報告したと内容と同じでございますが、前回出席されいてない方もいらっしゃると思いますので、改めて簡単に御報告させていただきます。

1点目の大津市の古都指定については、今御紹介申し上げたとおりでございます。このほかに、「明日香村における歴史的風土の創造的活用について」という議題、並びに「古都保存行政の理念の全国展開について」ということで、これらの議題について今後審議をお願いしたいと考えております。

これらの審議に当たりましては、それぞれかなり専門的な分野にわたる事項でございますので、この部会のほかに小委員会を設けさせていただいて、そちらの方で専門的に御議

論いただいた上で、その結果について部会に報告をいただき、皆様の御議論をいただきたいと思いますと考えております。それらについての資料が、資料の 2 ページ目、3 ページ目でございます。

続きまして、各県の現在の古都保存の状況につきまして御報告をお願いしたいと思います。神奈川県さんからお願いいたします。

神奈川県 神奈川県から報告させていただきます。ただいま県議会が開会中でございますので、知事にかわりまして、緑政課の方から報告をさせていただきます。

まず、お手元の資料 9 の 4 ページ目、右肩に資料 9 - 2 とございますけれども、「神奈川県における古都保存の現況について」、説明をさせていただきます。

まず、1 の(1)、歴史的風土保存区域の指定状況でございます。古都保存法が昭和 41 年に施行されまして、まず鎌倉市で同年 12 月に朝比奈地区ほか合計 5 地区、計 695 ヘクタールの保存区域が指定されたところでございます。その後、昭和 48 年に若宮大路の展望路などを含めまして 248 ヘクタールを追加しまして、さらに昭和 61 年、長谷・極楽寺地区 13 ヘクタールの追加指定がなされたところでございます。さらに、平成 12 年に入りまして、3 月に鶴岡八幡宮の段葛ですとか、常磐山周辺、それから名越切り通しの逗子市にかかる部分など、逗子市の約 6.8 ヘクタールを含めまして、合計 33 ヘクタールが拡大されたところでございます。

現在、合計 5 つの区域にわたりまして、資料記載のとおり 989 ヘクタールの保存区域の指定がなされているところでございます。これを鎌倉市域について見ますと、鎌倉市全体が約 3900 ヘクタールでございますので、市域のおおむね 4 分の 1 が保存区域に指定されているという状況でございます。

それから、特別保存地区の指定状況につきましては、昭和 42 年 3 月に、9 地区 226.5 ヘクタールが指定されたところでございます。その後、文化財調査等も踏まえまして、昭和 50 年の 4 月に瑞泉寺一帯の山林を含む 39 ヘクタールを特別保存地区に格上げしたところでございます。さらに、昭和 63 年 6 月に入りまして、合計 305.1 ヘクタールの新たな指定ですとか、あるいは地区の拡大をしたところでございます。さらに、昨年、平成 15 年でございますけれども、9 月に 3 ヘクタールの拡大をしたところでございまして、現在 13 地区 573.6 ヘクタールが特別保存地区に指定されております。これは上の保存区域の 58 %に当たるという状況でございます。

次に、(2)の規制区域内の行為申請についてでございます。平成 14 年度の状況を見ますと、届け出件数が 146 件、特別保存地区における許可申請件数が 37 件ございました。このうち許可件数が 25 件、不許可件数が 12 件でございます。

許可した件数の大半は、この保存区域あるいは保存地区全体が非常に急傾斜地が多いという状況もございますので、土砂崩れを予防するための防災工事、あるいは寺院の庫裏の増築といったような内容がほとんどでございます。

それから、(3)番の土地の買い入れでございます。特別保存地区につきまして、昭和 41 年度から平成 14 年度末までの累計でございますけれども、買い入れ面積 65.6 ヘクタールの土地を買い入れております。これは特別保存地区面積の約 11.5 %に相当するものでございます。これに要しました買い入れの事業費は合計 118 億円となっております。

それから、2 番の「今後の課題」でございます。第 1 点目は買い入れ地の活用でござい

ます。今御報告申し上げましたように、本県が買い入れた土地は年々増加しております。また、今後も増加が見込まれておりまして、比較的まとまった買い入れ地につきましては、できるだけ県民の皆様が広く古都の景観ですとか歴史と触れ合うことができるように、法の趣旨を損ねない範囲内で、散策路の整備ですとか、ベンチを設置するといった、ごく軽易な整備を機会があれば行っていきたいというふうに考えております。

それから、第2点目の特別保存地区の指定拡大についてでございます。先ほど少し経過を申し上げましたけれども、平成12年3月に保存区域全体の拡大があったことを受けまして、特別保存地区の指定を進めてきた個所が2地区でございます。恐れ入りますが、次のページの5ページ目をお開きいただきたいと思っております。

まず1地区は、鎌倉市の大仏長谷観音特別保存地区の拡大でございます。この地区につきましては、現在までに107ヘクタールを特別保存地区ということで指定してきておりますけれども、昨年9月に3ヘクタールを拡大したところでございます。

この地区は、昭和42年の当初に都市計画決定をしておりますけれども、61年にやりました保存区域の拡大に伴いまして、昭和63年に常磐御所跡周辺の地域を拡大する都市計画決定をしたところでございます。昭和63年に拡大された際には、常磐山の南側斜面を稜線に沿って区域指定をやりましたけれども、稜線の北側部分についても、景観を保全するという観点から保存区域とする必要があるということで、平成12年の3月に歴史的風土保存区域に指定されたところであります。それ以降、特別保存地区への指定に向けまして地権者と交渉を重ねてまいりました結果、ようやく平成14年の7月になりまして地権者の同意が得られまして、昨年9月に特別保存地区へ格上げしたところでございます。

次に、もう1地区は、逗子市域における部分でございます。次の6ページをごらんいただきたいと思っております。こちらの逗子市域における特別保存地区への格上げにつきましても、今申しました常磐山と同様に、平成12年3月の保存区域拡大の折に指定された部分でございます。鎌倉市の名越切り通し歴史的風土特別保存地区と連担する地区ということで対象になったところでございます。

平成12年以前は、神奈川県内では鎌倉市のみが古都法上の古都というふうに指定されていたわけでございますけれども、平成10年の歴史的風土審議会におきまして、連担する地域ということで、逗子市域への区域拡大についても意見具申されたところでございます。これを受けまして、平成12年2月に政令の改正がございまして、同年3月の保存区域への拡大に至ったという経緯がございまして。

鎌倉市域側につきましては、既に昭和63年に特別保存地区に格上げをしております。今回は、これに接した逗子市側の区域についても、6.2ヘクタールについて特別保存地区として指定することを計画しているものでございます。この逗子市側の区域につきましては、国の指定史跡にもなっております名越の切り通しのほか、高さ10メートルに及ぶ大切岸ですとか、100余りのやぐら群といった重要な遺跡等もございまして、貴重な歴史的風土を残す地域となっております。

こうした事情もございまして、特別保存地区への指定を今考えているわけでございます。昨年の3月に地権者説明に入りまして、現在、地権者の同意を得つつ、都市計画手続きに入る準備をしているところでございます。

以上でございます。

事務局 続きまして、奈良県さん、お願いいたします。

奈良県 奈良県の生活環境部でございます。

本日は、柿本知事は県議会開催中のため出席できません。柿本知事からは委員の皆様にくれぐれもよろしくという伝言を預かってきております。

それでは、奈良県におけます古都保存の現状について説明させていただきます。資料 9 の 3 に沿って説明させていただきます。

現在の奈良県におけます古都保存の指定状況についてでございますが、奈良市歴史的風土保存区域、そして斑鳩町歴史的風土保存区域、天理市・橿原市及び桜井市歴史的風土保存区域の 3 区域、それと明日香村歴史的風土保存地区が指定されております。

その指定の経緯についてでございますが、奈良市及び斑鳩町保存区域につきましては、古都保存法が制定されました昭和 41 年に指定されまして、その翌年 42 年には天理市、橿原市、桜井市及び明日香村歴史的風土保存区域が指定されております。特に明日香村につきましては、42 年当初ですが、391 ヘクタールが区域指定されておりましたが、その後、昭和 55 年に「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」が公布・施行されまして、明日香村全村が別途、保存地区に決定されるということなど、今日まで数度の区域見直し等が行われまして、現在は 3 区域 9 地区で 6024 ヘクタールが指定されております。

次に特別保存地区の指定状況についてです。これにつきましては、そこに書いておりますように、19 地区 4892.1 ヘクタールが指定されております。なお、明日香村につきましては、先ほど言いました、いわゆる明日香法に基づきまして全村の 2404 ヘクタール、これが特別保存地区として指定されております。

次に、( 2 ) の規制区域内の行為申請ですが、件数等につきましては記載のとおりでございます。平成 15 年、16 年の 1 月末現在におきまして、届け出が 132 件、許可申請件数が 134 件。そのうち不許可になった件数が 13 件というふうになっております。

なお、括弧書きが、そこにも記載しておりますが、14 年度に奈良市が中核市へ移行したことに伴いまして、同市での件数を括弧書き、内書きで書いております。

続きまして、( 3 ) の土地の買い入れ状況ですが、昭和 43 年以降、国の補助を受けながら実施してきております。14 年度末現在の累計は約 427 億円、買い入れ面積にいたしますと 248 ヘクタールとなっております。これは特別保存地区の面積に対しまして、5.1 % に当たっております。

次に、2 番の「今後の課題」として書かれておりますのが、買い入れ地の管理活用、これを掲げております。買い入れにつきましては、申し出に基づいている関係で、どうしても小規模な買い入れ地、そういうふうなものが点在しておる、そして、周辺状況もさまざまではありますが、特に住宅地、周辺地等におきましては、除草とか、樹木の剪定等の管理、そういうようなものを行っていく必要があります。しかし、買い入れ地の増加に伴いまして、管理を必要とする面積は増加する一方。昨今の厳しい財政状況下での維持管理費の確保の困難さという問題があり、適正な維持管理の確保を課題として挙げさせていただきます。

また、そのような中ではありますけれども、それぞれの地区の特徴を生かした活用を図るために、例えば明日香村におきましては、史跡地の付近や主要道路沿いの買い入れ地につ



きましては例えば草花を植え、そして歴史的風土の演出を図る。これは「あすかの里花園づくり事業」といっておりますが、そういうようなことを実施する。一方、地元レベルでは、棚田を都市の住民の方々に農業体験の場として提供して、地域にふさわしい景観の創出に努めているということも行われております。

古都の特色ある歴史的風土、これを保存し後世に伝えていくには、今申しましたような保存整備のほか、今後はボランティア団体等を含めた地域住民の理解と協力のもとに、区域の特色を生かした自発的な取り組みを支援するようなそういう体制づくり、そういうようなものも重要ではないかというふうに考えております。

それぞれの区域あるいは3区域、そして明日香村の特別区域の状況につきましては、次の10ページ以降の地図をつけておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上でございます。

京都市 京都市の都市景観部長でございます。本来でしたら、委員の榎本市長が出席するはずですが、本日、本会議中でございますので、かわりに説明させていただきます。

資料といたしまして、資料9-4で13ページ、それから14ページの地図をもとにして説明させていただきます。

本市におきましては、古都法に基づきまして昭和41年に5654ヘクタールが当初の区域指定を受けております。その後、追加指定と区域の一部拡大で、現在は全体で14地区の8513ヘクタールが指定されております。この地区につきましては、14ページの黒枠で囲っておる地区でございます。

それから、特別保存地区といたしましては、この地図では赤で塗っておるところが特別保存地区でございます。全体で24地区で2861ヘクタールが指定されております。平成15年の歴史的保存地区、特別保存地区における行為件数につきましては、昨年12月末で届け出が116件、許可申請件数が45件、そのうち不許可件数が4件となっております。また、土地の買い入れにつきましては、昭和42年以降15年12月末で、延べにいたしまして事業費は231億円、面積にいたしまして188.4ヘクタールとなっております。

2番目の「今後の課題」についてでございますけれども、本市の課題に3つございます。第1点目には、買い入れ地の維持管理上の問題でございます。先ほども申し上げましたように、既に買い入れ地が190ヘクタールほどに及んでおります。その保存と活用のために道路や水路などの管理施設や公園などの整備をわずかながら行っております。しかしながら、管理地の90%を占める山林の維持管理につきましては、ほとんど手がつけられておらない状態でございます。松林の衰退や竹林の侵食などの景観の変化が進んでおります。そのため適正な間伐を行うなど、維持管理をさらに充実させていく必要がございます。

2つ目といたしまして、人工林や田園景観の保全にかかる総合的な施策の問題でございます。本市は、嵯峨野地区につきましては水田を中心とした田園景観が非常に美しい地域でありまして、これまでも管理道路の整備などに取り組んでまいりましたが、水田耕作にかかるより一層の支援の充実が求められております。また、大原地区につきましては、森林の維持保存のためには人工林施業が不可欠となっておりますが、林業家の意欲の低下や経済情勢によりまして、施業放棄等により歴史的風土の保存に重大な支障を来すことも危惧されております。

したがって、こうした農林業の維持継続のために、さらなる施策の具体化など、昨

今の古都保存行政の抱える問題の解決に向けた総合的な施策の展開が求められているところでございます。

また、3点目に買入れ事業費の問題でございます。おかげさまをもちまして、近年、増加傾向にありました未対応物件も一定、解消してきておるところですが、毎年着実に買入れ申し出を受けておりますので、引き続き事業費の確保に向け、皆様方の御支援をお願いしたいと思います。

以上でございます。

事務局 引き続きまして、15 ページ以降で、太宰府市の現況につきまして、簡単に御説明を申し上げます。

16 ページでございます。まず現在の人口動向でございます。昭和 30 年代の後半から昭和 60 年ぐらいにかけて、40 年代、50 年代で急激に人口増がなされております。40 年代当初には 2 万人前後であった人口が、現在は 7 万人に届かんというところまで伸びてきております。主に福岡市域へのベッドタウンとして、農地が大幅に宅地化されたというのが現状でございます。

それに伴いまして、土地利用の変化ということで、(2)の方でございますが、まさしく人口が伸びた時代に農地の市街地開発が大幅に進んだということで、17 ページに土地利用の樹林地と市街地の変遷の図面をつけてございますが、農地が減りまして、市街地が大幅にふえたという状況が、こちらの方に見てとることができるかと思えます。ただ、幸いといえますか、樹林地の方まで大きく市街化が蚕食してきているという状況では必ずしもないかと思われまます。

18 ページの方で、中心となります太宰府政庁跡周辺の土地利用の変化について見ますと、この図面にありますとおり、昭和 47 年当時にはほとんど田園地であったという状況が、現在ではほとんど宅地化されてしまっているというのが現状でございます。特に太宰府政庁跡から南側の市街化区域では、市街化区域ということもございませけれども、農地が大半宅地化されている。一方で、政庁から北側の調整区域につきましては、大きな土地利用の変化はないということで、政庁跡から、その背後の山林などの歴史的風土は、当時の面影を残している状況でございます。

19 ページは参考ということで、条坊制がとられました推定の範囲と現在の市街地の状況を重ね合わせた図面を添付してございます。

20 ページは「地目別の土地利用面積の推移」ということで書いてありますが、表が妙に詳しくて見づらうございますけれども、昭和 53 年と比較いたしまして、山林原野、それから田 要するに農地ですね が大きく減少して住宅地がふえている。それから、道路及び公園地などの「その他」というところが大幅に伸びておりまして、市街化が進むに伴いまして、道路用地でありますとか公園用地などもふえてきているという状況でございます。

21 ページは、新たな今後行われる予定の市街地開発の計画につきまして、簡単に図面をかかせていただいております。平成 18 年完成予定の区画整理事業、また JR 太宰府駅の新設などが予定されております。また、九州国立博物館が太宰府天満宮の東側に予定されているという状況でございます。

続きまして 22 ページの方で、現状の保存すべき歴史的風土はどうなっているかという

ことでございます。まず太宰府の歴史的な経緯を簡単に整理しております。奈良時代の7世紀後半に、九州全体を治めるための役所ということで太宰府が置かれて以来、奈良時代、平安時代を通して九州を治め、さらには外国との交渉の窓口などとなる重要な役所として設置されてきたということでございます。当初は軍事的な拠点としての色彩が濃いものであったものが、国の体制が整うに従いまして、外交拠点という方向に変化していったというところでございます。

次の23ページの方でございますが、文化的歴史的資産の状況でございますけれども、こちらは大正時代から国の史跡の指定などが進んでおりまして、主たる史跡といたしまして太宰府跡、水城の跡、大野城跡などが既に国の特別史跡として指定されているという状況でございます。

24ページには、その史跡指定の経緯をつけてございます。年代が西暦になっておりまして非常に見づらいんですけども、古くは大正10年、1921年に太宰府跡、水城跡が国指定の史跡となりまして、その後、逐次追加されておりました。この中で大きな転換となりましたのが昭和41年、1966年。このときに、太宰府跡の後背地となります山林につきまして、県の教育委員会から文化財保護委員会に対して史跡指定の拡張の申請がなされました。これに対し地元の町議会が反対の陳情書を提出するというので、地元で、この史跡指定に関しまして大きな問題が提起されたという状況でございます。

ちょうどこの時期が昭和41年ということで、古都法の指定の時期と重なっております。この時点で古都法の対象として俎上には上ったわけですが、現に地元の方で国の史跡の指定等について大いに議論があったという状況でもございますので、さらにそこに改めて国の古都の指定ということになりますと、紛糾して収拾がつかなくなるということも含め、指定を見送ったという状況はございます。

この結果、昭和41年に、その後背地約120ヘクタールが史跡に指定されたという状況でございます。その後も、昭和45年、昭和49年、51年と逐次史跡の追加指定を行いまして、昭和56年には大野城跡の追加指定ということで、太宰府市域側の大野城跡にかかわります全山が史跡に指定されるという形になっております。

このような形で、太宰府の歴史的風土に関しましては、市街化調整区域としての線引き、並びに史跡の指定という方向でこれまで保全措置が図られてきているということでございます。

25ページは、史跡の指定の経緯などを図に示したものでございます。

また、26ページの方に書いてございますけれども、これらの史跡指定地のうち、約4割になります200ヘクタールにつきましては、既に公有地化がなされているということでございます。公有地化の状況につきましては、27ページの方に図面を掲載させていただいております。

そして、28ページの方でございますが、「保全の状況と課題」ということでございます。法規制に関しましては、先ほど申し上げましたように、緑地の保全に関しまして、史跡の指定という形で約450ヘクタール指定されておりまして、史跡の指定という形で保全が図られている。また、史跡地に一部重複して保安林が約300ヘクタール、県立の自然公園の特別地域が75ヘクタール指定されてございます。さらに、市の独自の条例によりまして緑地保護地区が約140ヘクタール指定されております。こういった形で緑地の保全が図られ

ている。

また、「太宰府市の景観保全に関します指導要綱」というものが定められておまして、これに基づいて史跡の指定地並びにその周辺について、市の独自の美観地区を設定いたしまして、建築物の形状や色彩などの規定を行っているということでございます。

29 ページは都市計画図、30 ページには緑地保全関係の法規制の状況、それから 31 ページ、32 ページには、景観形成基本計画の中で、これらの史跡がどのように位置づけられているのかということ整理した図面を参考として添付しております。33 ページは、美観地区として指定されている区域をお示ししてございます。図面の向きがあちらこちらを向いて非常に見づらくございますが、主に太宰府の政庁跡、並びにその後背地となります山林、それから大野城跡、こういったところが美観地区に指定されているという状況でございます。

それから、前回の審議会のときに御懸念がありました平成 15 年 7 月の被災状況につきまして、35 ページ以降に整理をさせていただいております。平成 15 年 7 月の豪雨によりまして、太宰府市の中の山林に相当の被害が生じたということでありまして、斜面崩壊、土石流などによりまして土壘、石壘、門などの被害も生じており、また水城跡でも 3 カ所の崩壊が起こったということでございます。

これらにつきましては現在、文化財の緊急復旧事業、それから砂防事業や治山事業などあわせまして、県、市で復旧に取り組んでおります。ただ、かなり被害が大きいということで、すべてをもとどおりにするには 5 年ぐらいかかるであろうというふうに地元からは伺っております。

以上でございます。

部会長 以上の報告につきまして、御質問、御意見等ございましたらどうぞ、どなたからでも結構ですがお願いいたします。

E 臨時委員 今、古都保存の現状についてのお話でありまして、各地からいいお話ばかり出ました。現状というのは、いいお話をする場ではないと思います。現状を言ってほしいと思います。

例えば奈良県の場合でありますけれど、今の資料の 39 ページに、新たに重要な遺跡が見つかった資料が添付されております。これは大変いいことなのでありますが、実は見つかったほんの近く、というよりも、明日香の中心であります飛鳥寺の東側で、コンクリートの大きな建物が突如立ち上がっています。なぜあのようなものの資料や写真をここへ添付されなかったのか。

私は、現状というものはそういったものではないかと思うのでありまして、それは古都保存の大きな問題になるものだろうと思っております。ぜひとも、それについての御意見と、どのように対処されるかというお話がありましたら、お聞きしたいと思います。

それから、大津市が今回のように山の中央、つまり大津市というよりも、滋賀県との県境まで指定の範囲が広がりました。京都市の御報告の資料を見ておきますと、県境を越えますと突然真っ白けになるわけでありまして。今回のように、お互いに接する府県あるいは自治体の場合には、何らかの方法を講じないと、これは行政的に見ているわけじゃなくて、もう少し広い範囲で見て、お互いに隣接する自治体があるわけでありまして、何らかの方法を取っていただければいいと思います。大津市の線と、その裏側の京都市の線と全く

違うという状況が出てきているわけであります。

部会長 奈良の方で、どうぞ。

奈良県 E先生、御指摘の件でございますけれど、これにつきましては、今おっしゃっておりましたのは、コンクリートプラントとして法施行前から建っている……

E臨時委員 違います。飛鳥寺の横に行かれたことがありますか。

奈良県 あります。

E臨時委員 飛鳥寺の横に大きなコンクリートの建物が建っているわけです。プラントのあれは酒舟石の横であります。それから、天理教も大きなコンクリートの建物があるわけですね。ですから、近年においてコンクリートの巨大なものが幾つか建ってきているわけなんですね。明日香の特別立法になっている地域でそれがあるということは、私はそういった現状も報告してほしいと思います。

奈良県 今おっしゃったのは、確かに飛鳥寺の東 ちよっと南側ですか にあるところ、これについては前々から御指摘がある物件です。

それで、これにつきましては、前回のこの場でも若干そういうお話が出まして、報告もさせていただきました。これにつきましては、第3次明日香村整備計画が12年につくられ、そのときにもそのことが話題になりました。

それ以外にも、先ほども景観阻害要因の話が出ておりましたけれど、ほかの景観阻害要因についてもどうしていくんだということで、12年当時もかなりいろいろ厳しい御意見をいただいております。

これにつきましては現在の状況ですが、12年に再度、明日香村の方では、景観阻害要因と思われるようなそういう工場の集約移転をひとつ村の方で考えていこうということで、その一環としてアンケート調査を実施されました。その時点では、旧事業者の移転意思があるということを確認はされております。ただ、その後、県も一緒になってなんですけれど、古都保存法上の法規制、あるいは造成事業用地の確保の問題、あるいは工場移転の費用等についての問題を整理し、現在も検討しているということでございます。

ただ、今おっしゃいました酒舟石が近くにあるコンクリートプラントにつきましては現在、酒舟石遺跡の史跡指定申請を行っておりまして、その指定申請地域内に含まれております。そして、その史跡地指定に向けて、16年2月に全地権者の同意も得たということ聞いております。

今後は、村としましては、酒舟石遺跡の史跡地環境整備事業の事業化に際しまして、その移転もあわせてその中で検討していきたいというふうに聞いております。

以上です。

E臨時委員 現状ではありますが、次回にはその辺の写真でもいいし、資料を提出していただければと思います。今言われました工場移転じゃなくて、飛鳥寺の横にありますのは、土産物屋さんのことなんですね。土産物屋さんをどこへ移転されるんですか。

奈良県 私、ちょっと勘違いしました。今話したのはコンクリートプラントの方、酒舟石遺跡のところのコンクリートプラント。

今、先生がおっしゃられたのは、ちょうど飛鳥寺の真横で従来みやげ物屋さんをやっておられた方が、新たに2階建ての店舗兼住宅を建てられた。それについては、違反行為に当たるということで現在、文化庁が中心になって、あとどのようにしていくかというのを

指導されている最中でございます。

E 臨時委員 そういうことをもう少し現状報告してもらいたいと思います。

部会長 これから現状報告という際には、京都市の方でも、今後お考え頂きたいと思えます。もう一つございましたね、地図の問題ですか。

E 臨時委員 両県、二つにわたって、両方ともが古都法の自治体であるならば、音羽山を越えたら地図が突然真っ白になるということは.....

部会長 そこも白くしない方がわかりやすいということですね。地図の方で。

E 臨時委員 何でしたら、京都市と津市とが合同で資料を出していただければ、大変よくわかると思います。

部会長 委員会としてはわかりやすくなるということだと思えます。それはお考えいただいたらいいと思えます。

ほかにいかがでしょう。

B 委員 神奈川県って、どうして少ないんですか。歴史的保存する地域というと、鎌倉と逗子しかないような感じがするんです。ほかにないんでしょうか。

神奈川県 古都法の趣旨にかなう歴史的なさまざまな文化遺産が現存しているという地域に関しては、鎌倉市域分しかないということです。ごく例外的に、稜線を越えた部分ですとか、一部逗子市域分にはかかっておりますけれども、基本的には、若宮大路を中心した一帯的な景観の、ある意味では見える範囲ですね、そこが古都法にいうところの古都の要件を備えているところだということで指定されたというふうに聞いております。

B 委員 私、葉山町に住んでいるんですけれども、葉山は値しないんですか、場所としては。御用邸はあるんですけれども、歴史的にというふうな見え方はされないわけですか。風致地区はかなりかかっておりますけれども。

神奈川県 これは私どもが判断する問題かどうかわかりませんが、いわゆる古都としての成り立ちと申しますか、沿革があるところだけを指定するというのがこの法律の趣旨だというふうに聞いております。そういう意味では、どんなに豊かな自然環境や文化遺産があったとしても、古都としての沿革がなければ指定はできないというふうに伺っております。そういう意味では、葉山はちょっと難しいのかなという気はしております。

B 委員 北条政子が頼朝のガールフレンドの亀前を追い出したときに、彼女が葉山に逃げたという説があって、そこには旗立山とかグンケン山という跡地があるんです。その辺では歴史的な町にならないのかなと思って。余談ですけども、歴史的につながっているものだからどうなんでしょうと思ったんです。

部会長 それは、ご意見としてお聞きになっておいてください。

ほかにございますでしょうか。

D 委員 今、B 委員から葉山の話があります。私から言うのも変なんですけど、葉山町で数年前に、結果的にほぼ全町になったと思うんですけど、市街地の部分に御用邸の一帯、高度地区を指定しまして、かなり高いマンションはもう建てられないようになっています。これは全国の中ではかなり頑張った方ではないのかなと。

ですから、葉山が古都法の区域になり得るのかどうかというのは、これまた別の議論だと思えますが、古都法と連携して市街地部分のいろんなまちづくりを進めましょうというのが、以前からこの審議会でも報告とか議論しております。ですから、近郊緑地にもかか

っていますし、高度地区を指定したり、今後いろんな形での指定をする中に、本当に古都法対象足り得る遺跡があるのかどうかという、そういうのが今後明らかになれば対象になると思うんですが、都市計画法規制を総合的に推進するというのとは一つの課題なのかなと。

それをいろいろアドバイスしたり示唆したり、またいろいろ議論するのは、この部会ではやっていいんじゃないかなと思っておりますので、そういうのは我々同士でいろいろ議論したいなと思います。

1点、事務局の方へ質問でございますが、太宰府の状況、ありがとうございました。非常に的確に状況がわかりました。それで、今後さらに、地元の自治体、福岡県を含めて、大野城趾にもまたがっている部分があると思いますので、いろいろ地元自治体の意向はあるかと思うんですが、国の事務局としては、さらに引き続きいろいろ現状の把握とか少し検討をされていくおつもりなのか。一応、一回そういうお話があったので、今回とりあえず報告しておいたということなのか。

そこら辺をちょっと伺いたいのと、一つは、今回、大津も今後、日本の全体の総人口が減るといわれる中でも伸びるのではないかという。つまり、成長都市ということが今回の古都指定の背景にもなっていたと思います。

太宰府も同様に、これを見ると、日本全体の総人口の減少の中でもまだ伸びが予想される。福岡自身が非常に活力があって、その近郊で、なおかつ風光明媚な場所というのはどうしても都市化の圧力が強いものですから、そういう状況にあるのかなというのが、きょうの資料を拝見した中での印象です。

それと、大規模災害があった場合に、地元の市だけで、単独で対応し切れるのかどうかとか、そこら辺もありまして、今後、事務局として、この審議会での取り上げ方ですね、何かおつもりがあるのかどうか伺いたいなということです。

事務局 今回この資料をまとめるに当たりまして、福岡県並びに太宰府市に大分協力をいただきまして、またいろいろと御意見などについてもヒアリングをさせていただきました。正直申し上げますと、古都への指定の意向は、今のところ、県、市ともにお持ちではないという状況でございます。

過去の経緯などもございますので、また非常に重要な都市であるということは事務局として認識しておりますので、今後も状況は見守りたいとは思っておりますけれども、今すぐに例えば古都の指定について検討するというようなことは考えておりません。

以上でございます。

部会長 そろそろ予定の時間を過ぎております。ほかにいかがでしょう。

もしなければ、この程度にさせていただきますと思います。

#### (4) そ の 他

部会長 事務局から、何か連絡ございますでしょうか。

事務局 本日は、大変長時間にわたりまして御審議ありがとうございました。

事務局から今後の日程等についてでございます。先ほど部会長からもお話ございましたが、本日、御了承いただきました歴史的風土保存区域の指定につきましては、部会長とも御相談の上、本審議会の会長に御報告した後、国土交通大臣に答申という形で提出をさ

せていただきたいと思っております。

それから、本日御審議をいただきました「歴史的風土保存計画」につきましては、本日の御審議を踏まえまして、次回までに事務局の方で計画の案をさらに御用意させていただきたいと思っております。

その日程につきましては、改めて委員の皆様方の御都合をお伺いいたしまして、決定、連絡をさせていただきたいと存じます。どうぞよろしく願いをいたします。

以上でございます。

部会長 それでは、以上で本日の議事を終了いたしますが、最後に松田大臣官房審議官から委員の皆様にごあいさつをお願いします。

松田審議官 委員の皆様には大変お忙しいところをお集まりを賜りまして、御熱心な議論を賜りました。大変ありがとうございました。

昨年 10 月に大津市を古都に指定して以来、大変短期間で今回の区域指定まで御了承を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げる次第でございます。この議論の過程の中で、例えば A 委員や C 委員が御指摘のように、古都法、一方で規制がかかるものですから、本当に規制というものが実効的にうまくできているのかねというような問題もございます。他方、E 委員や B 委員が御指摘になりました、そうは言っても規制が非常にパーシャルな部分があって、いろんな意味で民間の事業活動とか、そういうところについてはどういうふうな形で総合行政を進めているのかねというような問いもございました。また、D 先生御指摘のように、既存のいろんな都市計画あるいは公共事業の管理との関係をどういうふうに調節していくのかというような、この分野は総合的な分野でございます。

私どもも今回の国会に景観法という新しい法律、それから、屋外広告物規制の実効性を上げるための改正案、また緑地を体系的に整備、創出していくという法案を出しておりますが、いろんな形で総合的に進めるということに努力を続けさせていただいておるところでございますが、なお不足する分もあるかと思しますので、今後とも引き続き、歴風部会の先生方に御指導を賜れば大変ありがたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

本日は大変ありがとうございました。

部会長 ありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議は終了させていただきます。御審議、長時間にわたり、ありがとうございました。

閉 会